

計画書制度（エコ通勤環境配慮計画書制度）Q & A

更新日：令和3年4月16日

【書類の提出】

問1：各種書類の提出先はどこですか。

回答：県庁環境政策課環境立県推進室宛に提出してください。郵送・持参のどちらでも構いません。

問2：各種書類の提出を電子申請として行うことは可能ですか。

回答：電子申請（よろず申請本舗）での提出が可能です。

（よろず申請本舗URL）

https://s-kantan.jp/pref-kumamoto-u/offer/offerList_initDisplay.action

※エコ通勤環境配慮計画書で検索してください。

問3：計画書等の提出者はだれですか。

回答：事業所を設置している者で、企業の場合にはその代表者となります。計画書制度に関する業務権限が例えば工場の長などに、法人内部で適切に委任されている場合はその者を提出者とすることができます。

問4：計画書等の提出期日はいつですか。

回答：計画書は計画期間の初年度の4月1日から8月末日まで、報告書は計画期間の各年度の翌年度の4月1日から8月末日までとなります。

【提出要件の該当判断】

問5：計画書等の提出が必要な事業者の要件はどのようなものですか。

回答：常時使用する従業員が500人以上の事業所を設置する事業者（特定規模事業者）については計画書等の提出が必要です。また、それ以外の事業者についても任意での提出が可能です。

問6：常時使用する従業員が500人以上の事業所はありませんが、県内の複数の事業所で合計すれば常時使用する従業員は500人以上となります。計画書等の提出が必要な特定規模事業者に該当しますか。

回答：500人以上か否かは事業所単位で判断しますので、該当しません。

問7：常時使用する従業員とはどのようなものですか。

回答：期間を定めずに使用されている者又は1か月を超える期間を定めて使用されている者で当該事業所に継続的に通勤しているものとしています。（嘱託、パー

ト、アルバイトの方等も含まれる場合があります。)

問 8 : 地方公共団体は対象となりますか。

回答 : 規則で定める特定規模事業者の要件に該当すれば対象となります。

問 9 : 提出義務要件に該当しない事業者が計画書等を提出することはできますか。

回答 : 多くの事業者に自主的なエコ通勤の取組を進めていただくため、条例で任意提出ができるよう定めています。

問 10 : 任意で提出する場合、計画書を提出せず報告書を提出することはできますか。

回答 : 計画書を提出することが前提となります。

問 11 : 提出義務者が計画書等を提出しない場合はどうなるのですか。

回答 : 正当な理由がなく提出されない場合は、勧告を行います。なお、それでも正当な理由がなく提出がない場合は、事前の意見を述べる機会を設け、熊本県環境審議会からの意見聴取を行った上で、事業者名等を公表する場合があります。虚偽内容による計画書等の提出も同様です。

【計画期間】

問 12 : 計画期間はどのように設定するのですか。

回答 : 3か年で統一しています。

問 13 : 計画期間は事業年度を問わず4月～3月となるのですか。

回答 : 年度は4月～3月で統一しています。

【マイカー通勤の状況】

問 14 : バイク通勤はマイカー通勤に該当しますか。

回答 : マイカー通勤の一形態として、対象外として取り扱います。

問 15 : 育児や介護等のためマイカー通勤が必要な者はどのような扱いとなりますか。

回答 : マイカー通勤する従業員に含まない取り扱いとしています。

【エコ通勤の取組】

問 16 : エコ通勤の取組とはどのようなものですか。

回答 : エコ通勤の目的は、自家用自動車による温室効果ガスの排出削減を目指すものであり、その達成方法としては、『ノーマイカー通勤』と『エコドライブの促進等

のマイカー通勤を前提とした燃料の使用抑制』の両面から実施可能な取組を自由に選択して進めてもらおうというものです、

※ エコ通勤の具体的な取組例

① ノーマイカー通勤

- ・ 月1回のノーマイカー通勤デーの設定
- ・ 駐輪場の整備
- ・ 二輪車運転講習会の開催

② マイカー通勤を前提にした燃料の使用抑制

- ・ エコドライブ講習会の開催
- ・ エコカー通勤者の優遇（職場に近い駐車場所の割り当て等）

③ ①②共通

- ・ 従業員への情報提供
- ・ 従業員への呼びかけ
- ・ エコ通勤推進員（仮称）の選任。

問17： バスやJRなどの公共交通機関の整備が十分でないので、エコ通勤の取組はできません。

回答： エコ通勤は、『ノーマイカー通勤』と『エコドライブの促進等のマイカー通勤を前提とした燃料の使用抑制』の両面から実施可能な方法を自由に選択して実施いただくものです。また、比較的近距離の通勤者はバイクや自転車の利用促進も可能と考えられます。

問18： マイカー通勤者数の数値目標を設定する必要がありますか。

回答： 必ず記載すべき事項とはなっていませんが、数値目標を設定する場合は、特記事項欄に記載してください。

問19： 特記事項欄にエコ通勤による温室効果ガス排出量の削減効果を記載したいのですが、どのように算定すればよいのでしょうか。

回答： 県のホームページにエコ通勤の削減効果を簡易に算定できるツールとして『エコ通勤かんたん算定ツール』『エコ通勤もっとかんたん算定ツール』を掲載していますので、ご活用ください。また自社で独自基準に基づき算定される場合は、算定根拠を特記事項欄に記載（概要で構いません。）の上、算定方法等が記載された根拠資料（内容確認のため）を提出してください。

【計画の変更】

問20： 計画書の提出後に計画を変更することはできますか。

回答： 可能です。変更後の計画書を速やかに提出してください。

【計画の廃止】

問21： 計画書の提出後に計画を廃止することはできますか。

回答： 計画の廃止については次の場合に限って行うことができます。計画の廃止には、廃止届の提出が必要です。

(1) 特定規模事業者（計画書の提出が必要な事業者）

① 事業を廃止したとき

② 計画書の提出後に計画書の提出が必要な事業者要件を満たさなくなったとき

(2) 任意で計画書を提出した事業者

問22： 計画書を提出した年度の翌年度に常時雇用する従業員数が500人以上の事業所がなくなりましたが、報告書の提出は必要でしょうか。

回答： 計画書の提出後に計画書の提出が必要な事業者要件を満たさなくなった場合は、計画を廃止することができ、この場合報告書の提出は必要ありません。ただし、廃止届を提出せず継続して報告書を提出することもできます。

【計画書等の公表】

問23： 公表する内容やその方法はどのようなのですか。

回答： 計画書、報告書のうち事業者に関する事項、事業所に関する事項についてのページ（それぞれ提出様式の2ページ目）を、インターネット上で公表します。

問24： 非公表扱いはできますか。

回答： できません。

問25： 計画を廃止した場合は公表されていた計画書等の扱いはどのようなのですか。

回答： 公表されている計画書・報告書の公表を終了します。